

海 総 第 7 2 号

令和4年8月5日

海田町監査委員 永 海 房 雄 様

海田町監査委員 大高下 光 信 様

海田町長 西田 祐三

住民監査請求に係る勧告に基づき講じた措置について（通知）

令和4年7月29日付け海監査第24号でされた勧告に基づき、次のとおり措置を講じたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により通知します。

勧告に基づき講じた措置

事故発生当時における海田西小学校の校長，教頭，教諭A及び教諭Bに対して，令和4年8月5日，23万8，854円の損害賠償請求を行った。

海 総 第 7 2 号
令和4年9月27日

海田町監査委員 永 海 房 雄 様
海田町監査委員 大高下 光 信 様

海田町長 西田 祐三

住民監査請求に係る勧告に基づき講じた措置の経過について（報告）

令和4年7月29日付け海監査第24号でされた勧告に基づき講じた措置について、次のとおり経過を報告します。

1 勧告に基づき講じた措置

事故発生当時における海田西小学校の校長，教頭，教諭 A 及び教諭 B に対して，令和4年8月5日，23万8,854円の損害賠償請求を行った。

2 その後の経過

- ・ 令和4年8月5日 事故発生当時における海田西小学校の校長，教頭，教諭 A 及び教諭 B に対して，請求書を発送（校長に対して原本を町内メール便により，その他の3名については写しを特定記録郵便により送付）
- ・ 令和4年8月8日 校長への送達完了
- ・ 令和4年8月9日 校長を除く3名に送達完了
- ・ 令和4年8月10日 納付完了